

ボランティア活動等器材貸出事業 実施要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会（以下「社協」という。）桐生市ボランティアセンターは、市民を対象にボランティア活動や人材育成のための研修等に必要な器材を貸し出し、その活用に効果的な活動の推進及び人材育成を支援する。

(実施主体)

第2条 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会／桐生市ボランティアセンター

(対 象)

第3条 市内在住又は市内で活躍する公共団体、保健福祉関係団体、ボランティア団体、及びボランティア、その他一般市民、団体（社会福祉・児童健全育成を目的とした事業に使用する場合に限る）とする。ただし、会長が特に認めた場合はこれを変更することができる。

(貸出器材)

第4条 貸出対象の器材は、別紙一覧に登録されたものとする。ただし、社協が指定する器材に関しては桐生市総合福祉センター内に限定する。

(利 用 料)

第5条 無料とする。ただし、利用者の不注意により破損、紛失があった場合には修理費、買い替え実費の支弁を求めることができる。

(貸出方法)

第6条 利用希望者は、予め電話等で予約し、別紙様式1により借用申請書を提出する。ただし、公共団体、保健福祉関係団体、ボランティア団体、及びボランティアに関しては6ヶ月前から、その他に関しては1ヶ月前から予約を受け付け、先着順とする。

(貸出期間等)

第7条 貸出期間は、原則として貸出日を含めて1週間以内とする。ただし、やむを得ない事由により延長する場合は予め社協に許可を得ることとする。

(使用報告)

第8条 返却時に使用報告を求め、故障の有無を確認後、受付簿に済み印を押し、所在を明らかにする。

附 則

この要綱は、平成10年 4月19日から適用する。

平成16年 4月 1日 一部改正

平成21年 2月 1日 一部改正